

名称：「和幸」事件  
商標登録取消決定取消請求事件  
知財高裁 平成21年（行ケ）第10306号  
平成22年3月29日判決言渡（決定取消）  
商標法4条1項11号  
キーワード：結合商標、出所識別標識、類否判断

[概要]

「本件商標（いなば和幸）と引用商標（とんかつ和幸）との類否を判断するに当たって、本件商標の「和幸」の文字部分だけを引用商標と比較して類否判断を行うことは許されないというべきである。」として、原告の請求が認容された事例

[本件商標及び引用商標]

本件商標	引用商標
いなば和幸	
指定役務：「飲食物の提供」	指定役務：「とんかつ料理の提供」

[争点]

- 1) 本件商標のうち「和幸」の文字部分を抽出し、当該抽出部分だけを引用商標と比較して、引用商標に対して類否を判断することが許されるものであるか否か
- 2) 本件商標の「いなば」の文字部分から出所識別標識としての称呼及び観念が生じるか否か

[裁判所の判断]

1)について

本件商標が本件役務について使用された場合、取引者及び需要者は、本件商標の「和幸」の文字部分が「とんかつ和幸」の名称又は「和幸」の文字を含む名称の豚カツ料理店を指すと容易に理解するものと認められる。しかし、「とんかつ和幸」の名称又は「和幸」の文字を含む名称の豚カツ料理店が本件3社ないし複数の別会社により経営されるものであるとの事実が、本件役務に係る取引者及び需要者に広く知られているとまで認めることはできない。よって、引用商標との関係でみると、本件商標の「和幸」の文字部分が、本件役務に係る取引者及び需要者に対し、引用商標の商標権者である補助参加人が当該役務の出所である旨を示す識別標識として強く支配的な印象を与えるものということはできない。従って、「和幸」の文字部分だけを抽出して観察することは許されない。

2)について

氏、地名として想起される「いなば」は1つに限定されないが、そのなかから、本

件では、原告を設立した稻葉の氏から取られたものと認められることを考慮すると、本件商標が本件役務について使用された場合に、「いなば」の文字部分から出所識別標識としての称呼及び観念が全く生じないとまでいうのは相当でないというべきである。

#### 結論

引用商標の「とんかつ」の文字部分が同商標の指定役務（本件役務）の対象そのものを表す語から成るものであることから、同商標からは「和幸」の文字部分に対応した「ワコウ」の称呼及び「豚カツ料理店の名称としての和幸」の観念が生じる。一方、本件商標からは、「イナバワコウ」の称呼及び「いなば（稻葉）に係る豚カツ料理店の名称としての和幸」の観念しか生じない。よって、両商標は、外観、称呼及び観念のいずれの点においても異なるものであるといわざるを得ない。

#### [コメント]

「和幸」の文字部分は「豚カツ料理店」を指すものとして認められたが、「和幸」の文字部分を含む名称の豚カツ料理店が複数の別会社により経営されていたことから、「和幸」が出所識別標識として強く支配的な印象を与えないと判断された。「和幸」そのものは、「S E I K O」のように、取引者、需要者に特定的、限定的な印象を与える標識ではないため、本件商標から「和幸」の文字部分だけを抽出して観察することが許されなかったものと思われる。